

はえ縄漁業における海鳥の  
偶発的捕獲を削減するための  
日本の国内行動計画

平成13年2月

(平成17年3月一部改正)

(平成21年3月一部改正)

(平成28年3月一部改正)

水産庁

## 1. 序（理念と目標）

- (1) 我が国は、責任ある漁業国として、「漁業が人類に対する重要な食料供給の役割を担い、かつ、世界各国の国民の社会的・経済的福利を確保するための機能を有する重要な産業である」との国際社会の認識（食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する京都宣言及び行動計画）を確認するとともに、「海洋生物資源の保存と持続的な利用は、国家の義務とする」との国際合意（国連環境開発会議・アジェンダ 21 第 17 章）並びに食料安全保障に対する漁業の貢献の促進を求める「FAO 責任ある漁業の行動規範」を尊重している。
- (2) 我が国は、海鳥が我が国を含む世界各国のはえ縄漁業により偶発的に捕獲されていることから、当該漁業による海鳥への影響を懸念しており、当該懸念を国際社会と共有している。海鳥の保全については、繁殖地の環境保全・環境改善や漁業管理等を含めた包括的なアプローチでの取組が必要と考えており、我が国はこれを推進している。
- (3) はえ縄漁業における海鳥の偶発的な捕獲に対しては、我が国漁業者は吹流し装置（トリポール・トリライン）を開発し、加重枝縄を改良・実用化する等、その削減に貢献してきた。現在も我が国は、漁業者の自発的な問題解決への創意工夫・実行を奨励し漁業者の負担軽減・安全性の確保を図りつつ、地域の特徴や対象種の生物学的特性に合致した、偶発的捕獲を最小限に留めるための技術の開発・改良に取り組んでいる。
- (4) このような状況の中、海鳥の偶発的捕獲の削減に向けて国際協力を推進する観点から、我が国は、1999 年に採択された「FAO はえ縄漁業における海鳥の偶発的捕獲の削減のための国際行動計画」に基づき、我が国のはえ縄漁業による海鳥への影響を客観的・科学的に解析し、効果的かつ実行可能な国内行動計画を 2001 年に定めた。また、制定後も、本問題をめぐる状況の変化に対応し改正を行ってきた。

加えて、我が国は、地域漁業管理機関（RFMO）で海鳥の偶発的捕獲の削減に関する新たな措置が導入される度に、告示改正により当該措置を義務化しており、今後とも同様の対応を行う。
- (5) 本行動計画は、これを実施することにより、国際社会と協力し、海鳥の偶発的捕獲を削除することを目標としている。具体的には、水域毎に、生息している海鳥の特性の違い（深く潜水するかどうか）、漁船の規模等を考慮しつつ、各 RFMO において、漁業活動と海鳥の保全の両立が可能な海鳥の偶発的捕獲の削減措置の成立及びその確実な実施に貢献することで、全漁業海域における海鳥の偶発的捕獲を削減することを目標としている。

## 2. 本行動計画の対象漁業の種類と現状

### (1) 対象漁業種類

我が国のはえ縄漁業は、漁船の総トン数や操業区域等に応じて国又は

都道府県により管理されている。

このうち、漁業実態等を勘案すると、我が国において海鳥の偶発的捕獲問題への対処が必要な漁業種類は、①遠洋まぐろはえ縄漁業、②近海まぐろはえ縄漁業、③沿岸まぐろはえ縄漁業である。都道府県知事により管理されており、我が国沿岸沖合域で小型船を用いて操業するその他ののはえ縄漁業については、その漁業実態から海鳥の偶発的捕獲はほとんどないため、本行動計画の対象には含めない。

## (2) 対象漁業の現状

### ①遠洋まぐろはえ縄漁業

総トン数 120 トン以上の漁船を使用して行う浮きはえ縄漁業であり、国が許可制度により管理している。主な操業水域は太平洋、インド洋、大西洋に及ぶ。

### ②近海まぐろはえ縄漁業

総トン数 10 トン以上 120 トン未満の漁船を使用して行う浮きはえ縄漁業（③の沿岸まぐろはえ縄漁業を除く）であり、国が許可制度により管理している。主な操業水域は我が国近海及び中西部太平洋である。

### ③沿岸まぐろはえ縄漁業

総トン数 10 トン以上 20 トン未満の漁船を使用して、我が国排他的経済水域内で行う浮きはえ縄漁業であり、国が届出制度により管理している。

## 3. 我が国はえ縄漁業に関係する海鳥の種類

我が国はえ縄漁業が偶発的に捕獲する懸念のある主な海鳥は、アホウドリ類とミズナギドリ類である。我が国は、南半球では、漁業活動と海鳥の保全の両立を念頭に、科学的根拠に基づき、RFMO においてこれまで導入されてきた海鳥の偶発的捕獲の削減措置の効果の検証と技術の改善及び普及を推進する。また、北太平洋では、漁業管理に加え、我が国領土に存在するアホウドリ類の営巣地の状況をモニタリングしつつ、営巣地の環境保全・環境改善も含めた包括的なアプローチにより海鳥の保存を推進する。

## 4. 偶発的捕獲の削減措置

海鳥の偶発的捕獲を最小限に留めるため、以下の基本方針に基づき、海鳥の飛来、繁殖海域も勘案の上、国際社会と協力した適切な削減措置を実施する。

(基本方針)

- (i) RFMO の管轄水域及び（又は）外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域においては、当該機関の決議及び（又は）当該国が課する規制に従い、削減措置の導入を徹底させる。
- (ii) 可能な限り、選択が可能で、環境に優しく、費用対効果の高い削減

措置の開発を行い、RFMO で採択されるよう努める。また、開発に当たっては漁業者の創意工夫を重視し、現場で使いやすいものとなるよう努める。

(iii) 漁業者の労力・費用負担の軽減と安全性の確保に配慮する。

以上を踏まえた我が国対象漁業が実施する措置は、別添のとおりである。

## 5. 指導・普及・教育啓発

- (1) 本行動計画の普及のため、関係業界に対し、海鳥の偶発的捕獲に関する小冊子、船上用防水パンフレット等の資料の作成・配布や、漁船員、船主等を対象とした海鳥の偶発的捕獲の削減に関する説明会の開催等を促すとともに、これを支援する。
- (2) 2008 年の省令改正により、操業海域毎に異なる海鳥の偶発的捕獲の削減措置が義務付けられたことに伴い、各 RFMO が定める仕様を詳細に図示したパンフレットを作成した。今後、適時これを更新・充実するとともに、はえ縄漁業関係業界を通じた漁業関係者への配布により、海鳥の偶発的捕獲の削減措置の適切な実施を促進する。

## 6. 研究開発

我が国は、地域の特徴や対象種の生物学的特性に合致した形での海鳥の偶発的捕獲の削減及び海鳥個体数の回復を図るとともに、漁業者の労力・費用負担の軽減と安全性の確保のため、以下を行う。

### (1) 偶発的捕獲削減手法の開発

海鳥の偶発的捕獲削減のため、これまでも様々な手法を開発してきたが、今後も引き続き、以下の (a) から (c) の手法を中心に、更なる研究開発及び効果検証を進める。また、新たな技術として (d) の手法の研究開発を進める。

#### (a) 吹流し装置（トリポール・トリライン）の改良開発

現在使用されている吹流し装置の効果を高め、また、小型の漁船でも使用できるように、改良開発を進める。

#### (b) 高速度沈降漁具の改良開発

漁具の沈降速度を速める技術を改良開発することにより、海鳥が餌をとることができる時間を短縮する。

#### (c) 夜間投縄の効果検証

海鳥は視覚に頼って餌を探すとされているため、投縄を夜間の暗い時間帯に行う手法が、偶発的捕獲削減の選択肢の一つとして導入又は提案されている。この手法の効果及び導入した場合の船員の安全性について検証する。

#### (d) 海鳥威嚇装置の研究開発

音・光等の刺激により海鳥を威嚇して操業現場に近づけないようにする手法について、どのようなものが効果的であるか研究開発を行う。

### (2) 偶発的捕獲削減手法の評価・改善

既に導入されている海鳥の偶発的捕獲削減手法や国内外の研究機関等が開発を行っている手法について、試験操業船や実操業船を用いた洋上実験等により評価を行い、手法の改善等について検討する。

### (3) 洋上における海鳥の生態と偶発的捕獲の実態の研究

偶発的捕獲のおそれのある海域における海鳥の分布・移動や摂餌行動に関する情報を収集し、偶発的捕獲の削減に役立てる。

## 7. 繁殖地の環境整備と再生産の増進

(1) 海鳥の保全には漁業の規制だけでなく、繁殖地の環境を整備し再生産を増進することが不可欠である（例：伊豆諸島鳥島では、流出土砂の除去、芝の植栽等、繁殖地の環境改善が海鳥の回復に大きな成果をあげた。また、鳥島では、海鳥の生態、繁殖状況の把握、アホウドリ営巣地の分散のための取組を実施している）。引き続き、海鳥の再生産の増進に関する調査研究や環境改善事業等の保護施策を促進する。

(2) 海鳥個体群に対する漁業以外の影響は、繁殖地の環境の悪化（例：土砂流出、外敵生物の移入等）、地球温暖化、海洋汚染（例：汚染物質によるふ化率の低下、プラスチック片の呑み込み等）等が考えられる。このため、関係者、有識者と意見交換を行い、どのような対応が可能か検討する。

## 8. 情報収集・調査モニタリング

上記6及び7を円滑に実施するため、以下を推進する。

(a) 国、都道府県、その他に所属する調査船による調査データの収集

(b) 科学調査員及びRFMOにより定められたオブザーバーによる調査資料の収集

(c) 遠洋、近海まぐろはえ縄船による海鳥の偶発的捕獲情報の操業日誌への記載

(d) 海鳥の生態的、資源的知見の収集（目視調査による海鳥の回遊、資源分布調査、安定同位体による海鳥の食性研究、海鳥の繁殖・生息状況に関するデータベースの作成等）

## 9. 国際協力の推進

(1) 我が国は、伝統的漁業国であり、漁業資源管理に関する知識と経験に加えて各種生物の偶発的捕獲に関しても多くの経験と知識を有しており、はえ縄漁業による海鳥の偶発的捕獲削減についても、現実的で効果的な手法の開発と普及に努めてきたところである。こうした知識と経験の多くは、例えば吹流し装置（トリポール・トリライン）の導入等、既に他の国や地域漁業管理機関において活用されている。今後も、必要に応じて、発展途上国等を中心に技術支援やRFMOにおける対話等を通じて海鳥の偶発的捕獲の削減に関する国際協力を行う。

- (2) 多くの RFMO において、海鳥の偶発的捕獲削減のための拘束力のある国際規制措置が導入されたことを受けて、我が国は、2008 年に省令を改正し、これら国際規制措置の遵守の徹底を確保してきた。今後も、同様の対応を継続する。
- (3) 加えて、違法・無規制・無報告（IUU）漁業による影響についても的確に評価し、適切な取組が行われるよう、引き続き、FAO 及び RFMO 等を通じた国際協力を行う。
- (4) 海鳥の分布及び生息・生態に関する情報の収集、調査、保護対策の実施等について、引き続き、関係国・機関との連携協力を推進する。

(別添)

遠洋まぐろはえ縄漁業、近海まぐろはえ縄漁業、沿岸まぐろはえ縄漁業が行う海鳥の偶発的捕獲の削減措置

### 1. 全海域

船上に生きたまま捕獲された海鳥は、生きたまま放すとともに、可能な限り海鳥の生命を害することのないよう針鉤をはずすためのあらゆる努力を払うものとする。

### 2. 中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 管轄水域 (中西部太平洋海域)

(1) 北緯 23 度以北の海域で操業する場合、以下に掲げる漁具のうち少なくとも 2 つ以上の種類の漁具を使用し、かつ、(i) ~ (iv) に掲げる漁具のうち少なくとも 1 つ以上の種類の漁具を使用しなければならない。ただし、(i) に掲げる漁具を使用する場合又は (iii) に掲げる漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、2 種類の漁具を使用したものとみなす。

- (i) 舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄
- (ii) 夜間投縄
- (iii) 吹流し装置 (標準型又は軽量型)
- (iv) 加重枝縄
- (v) 青色染色餌
- (vi) 投縄機
- (vii) 残さ排出管理

(2) 南緯 30 度以南の海域で操業する場合、以下に掲げる漁具のうち少なくとも 2 つ以上の種類の漁具を使用しなければならない。

- (i) 夜間投縄
- (ii) 吹流し装置 (漁船の全長が 35m 以上の場合は標準型、35m 未満の場合は軽量型)
- (iii) 加重枝縄

### 3. 全米熱帯まぐろ類委員会 (IATTC) 管轄水域海域 (東部太平洋海域)

北緯 23 度以北の海域 (メキシコの排他的経済水域を除く) 及び南アメリカ大陸の西海岸線と北緯 2 度との交点から北緯 2 度西経 95 度の点に至る直線、北緯 2 度西経 95 度の点から南緯 15 度西経 95 度の点に至る直線、南緯 15 度西経 95 度の点から南緯 15 度西経 85 度の点に至る直線、南緯 15 度西経 85 度の点から南緯 30 度西経 85 度の点に至る直線、南緯 30 度西経 85 度の点から南緯 30 度西経 150 度の点に至る直線から成る線以南の海域で操業する場合、以下に掲げる漁具のうち少なくとも 2 つ以上の種類の漁具を使用し、かつ、

(i) ~ (iv) に掲げる漁具のうち少なくとも1つ以上の種類の漁具を使用しなければならない。ただし、(i) に掲げる漁具を使用する場合または (iii) に掲げる漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、2種類の漁具を使用したものとみなす。

- (i) 舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄
- (ii) 夜間投縄
- (iii) 吹流し装置（標準型または軽量型）
- (iv) 加重枝縄
- (v) 青色染色餌
- (vi) 投縄機
- (vii) 水中投縄機
- (viii) 残さ排出管理

#### 4. インド洋まぐろ類委員会（IOTC）管轄水域（インド洋海域）

東経 141 度以西、南緯 25 度以南の海域で操業する場合、以下に掲げる漁具のうち、少なくとも2つ以上の種類の漁具を使用しなければならない。

- (i) 夜間投縄
- (ii) 吹流し装置
- (iii) 加重枝縄

#### 5. 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）管轄水域（大西洋海域）

(1) 南緯 20 度以南、南緯 25 度以北の海域で操業する場合、吹流し装置を使用しなければならない。

(2) 南緯 25 度以南の海域で操業する場合、以下に掲げる漁具のうち、少なくとも2つ以上の種類の漁具を使用しなければならない。

- (i) 夜間投縄
- (ii) 吹流し装置
- (iii) 加重枝縄